

相続税・贈与税、事業承継税制 改正のポイント

3
全4回
シリーズ

今回は贈与税について解説します。贈与税の計算には、大別すると暦年課税（1年間（1/1～12/31）に贈与を受けた財産に課税）と相続時精算課税があります。

暦年課税の税率構造の見直し

基礎控除額は110万円です。これについての改正はありません。110万円までの贈与は贈与税がかかりませんが、これを超えると超えた金額を次表により区分し、各区分ごとに税率を乗じた合計額が贈与税となります。

110万円控除後の金額	改正前 (~平成26年 12月31日)	改正後 (平成27年1月1日~)	
		一般	特例※
~200万円以下	10%	10%	10%
200万円超 300万円以下	15%	15%	15%
300万円超 400万円以下	20%	20%	15%
400万円超 600万円以下	30%	30%	20%
600万円超 1,000万円以下	40%	40%	30%
1,000万円超 1,500万円以下	50%	45%	40%
1,500万円超 3,000万円以下		50%	45%
3,000万円超 4,500万円以下		55%	50%
4,500万円超			55%

特例※ 贈与を受けた年の1月1日において満20歳以上の人が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与を受けた場合

この計算をしやすいうように速算表に直すと次のようになります。

(改正後 平成27年1月1日から 特例贈与)			(改正後 平成27年1月1日から 一般贈与)		
基礎控除後の課税価格	税率	控除額	基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	-----	200万円以下	10%	-----
200万円超 400万円以下	15%	10万円	200万円超 300万円以下	15%	10万円
400万円超 600万円以下	20%	30万円	300万円超 400万円以下	20%	25万円
600万円超 1,000万円以下	30%	90万円	400万円超 600万円以下	30%	65万円
1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円	600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円	1,000万円超 1,500万円以下	45%	175万円
3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円	1,500万円超 3,000万円以下	50%	250万円
4,500万円超	55%	640万円	3,000万円超	55%	400万円

(1年間に贈与を受けた財産の合計額 - 110万円) × 税率 - 控除額 = 贈与税額

【計算例】1,000万円（110万円控除前）の贈与を受けた場合

（改正前、改正後一般贈与）

$(1,000万円 - 110万円) \times 40\% - 125万円 = 231万円$ （贈与税額）

（改正後特例贈与）

$(1,000万円 - 110万円) \times 30\% - 90万円 = 177万円$ （贈与税額）

高額贈与に対して税率が上がり、特例贈与の場合は高額贈与を除き、一部税率が下がり、減税になっています。

相続時精算課税の対象拡大

相続時精算課税制度は、高齢者の資産をスムーズに次の世代に渡すために設けられた制度です。これにより、財産の贈与を受けた人がお金を使い、お金が循環することを期待して導入されました。贈与を受けたときに、特別控除額（2,500万円）を超えた部分に対し低率（20%）の贈与税を支払い、贈与者が亡

くなったとき（相続時）に、その贈与財産（贈与時の価格）とその他の相続財産を合算して相続税額を計算し、支払い済みの贈与税額を控除して納付する制度です。改正により贈与者の年齢が5歳引き下げられるとともに、受贈者に孫も加えられるまし

改正前（平成26年12月31日）までのこの制度を選択する典型的な例

贈与者（贈与する者） ~65歳以上の親
受贈者（贈与を受ける者） ~20歳以上の子

改正後（平成27年1月1日）からのこの制度を選択する典型的な例

贈与者（贈与する者） ~60歳以上の親
受贈者（贈与を受ける者） ~20歳以上の子及び孫

年齢は贈与年の1月1日現在で判定します。

この制度を利用するには、納税額が発生しない場合（2,500万円以下の贈与）においても贈与税の申告書等を提出する必要がありますので注意してください。また、一度この制度を選択すると相続時まで継続しなければならず、暦年課税に戻ることはできません。ただし、贈与者ごとの選択と

このほか住宅取得等資金の贈与税の非課税制度があります。平成26年末で終了しますが、国交省では平成27年度税制改正において非課税枠の拡充と期限延長を求める方針です。



著者
プロフィール



ユキヒデ 須田

出身 新潟県小千谷市
資格 新潟県中小企業診断士
税理士・中小企業診断士
事務所 須田幸英税理士事務所
〒959-2012
阿賀野市天神堂352番地2

TEL 0250-63-9782
URL <http://sudazetisi.com/>